

令和 7 年度

駒岡清掃工場焼却設備廃炉清掃業務

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

駒岡清掃工場焼却設備廃炉清掃業務

2 業務内容

本委託業務は、稼働を終了した旧ごみ焼却施設について、解体が行われるまでの間、施設を適正に管理し、周辺環境の保全及び安全衛生管理の維持確保のため、焼却設備の清掃を行うもの。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月27日まで

4 業務場所

札幌市南区真駒内 602 番地

札幌市駒岡清掃工場

5 設備概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 焼却炉型式： | (株)タクマ製 HL-2022 型
600 t / 日 (300 t / 日 × 2 炉) |
| (2) 燃焼ガス冷却方式： | 廃熱ボイラ式 |
| (3) 公害防止設備： | ろ過式集じん機 |
| (4) 廃熱ボイラ型式： | (株)タクマ製 W-2600S 型
水管式 3 胴自然循環式平衡通風形 |

6 業務範囲

駒岡清掃工場焼却設備廃炉清掃業務仕様書、業務内容書及び図面（複写厳禁）のとおり。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保ため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において、主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

8 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和5年版建築保全業務共通仕様書による。

Ⅱ 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1 部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書 1 部

ウ 業務責任者経歴書 1 部

エ 業務日程表 1 部

(2) 現場作業前に提出するもの

事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業はできないものとする。

ア 安全管理体制表 1 部

ア) 安全管理体制・安全活動計画

イ 施工管理 1 部

ア) 履行（施工）計画書

①連絡体制・履行体制表

②資格者名簿（本業務に必要な資格）

③仮設・搬入計画

イ) 作業要領書

作業毎に手法、手順などを記載すること。

ウ) 立会項目一覧表 1 部

施設管理者の立会を要する項目と予定日時を記載すること。

(3) 現場作業中に提出するもの

ア 作業日報 1 部

イ 週間予定表 1 部

(4) 業務完了時に提出するもの

ア 提出図書目録 1 部

イ 業務報告書 2 部

ウ 業務記録写真 3 部（印刷物 2 部、電子媒体 1 部）

業務記録写真は、各項目の作業前、作業中、作業後を撮影して3部提出すること。

原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物の1部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。

・写真は、有効画素数が100万画素程度から300万画素程度（1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度）のデジタル写真とする。

・写真の大きさは、原則としてDSC（89×119）とする。

・写真はA4S版以内のファイルに整理する。

・プリンターはフルカラーで300dpi以上

・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの

エ 業務完了届（業務完了時に提出するもの） 1 部

(5) 随時提出を求めるもの

ア マニフェスト伝票写し 1 式

(6) 発注者の必要に応じて提出を求めるもの

ア 施設管理担当者との打合せ記録簿（打合せの都度） 1 部

2 適用法令

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「電気事業法」、「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。
- (2) その他適用法令及び適用規格
業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。
 - ア 日本産業規格
 - イ 内線規程
 - ウ 消防法
 - エ 建築基準法
 - オ 建設業法
 - カ その他関連法令、規格

3 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (1) 履行期間中の他予定業務は特記による。
- (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

4 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 経歴書
- エ 受託者との雇用関係を証明する書類等

- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に現場作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
 - ・ 契約から現場施工に着手するまでの期間
 - ・ 作業が全面的に一時中止している期間
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者又は現場代理人と工程調整を図ること。

5 業務担当者

- (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。
 - ア クレーン・デリック運転士
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ウ 電気工事士
 - エ その他関連法令等で必要となる資格

6 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用

原則として利用できない。

(2) 資材置場、仮設事務所

資材置場・仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

7 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要な用地は施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

8 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等を心掛けること。

(2) 酸欠等作業場所

施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、関係法令を遵守し事故防止に努めること。

9 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

10 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

11 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

12 服装等

- (1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

- (2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

13 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

14 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。

(1) 業務開始前

当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。

(2) 業務実施中

ア 自主検査

受託者は、各項目の清掃等が完了次第検査し、報告すること。

イ 段階確認ほか

前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

15 復 旧

他の設備及び既存物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

16 その他

- (1) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。

Ⅲ 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、機材
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
- (4) 業務の実施に必要な事務所、エアシャワー室等の仮設設備
- (5) 業務の実施に必要な電気料金
なお、本体整備業務とその他の整備業務を同時期に実施する場合は、本体整備業務の受託者が共用で使用するコンプレッサ等の電気料金を負担とすること。
- (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- (7) 文具等の事務消耗品
- (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル、記録メディア

2 業務条件

- (1) 電源、水、計装空気は当施設より供給が可能な条件とするが、当施設の受電期間は令和 8 年 1 月 31 日までとなることには留意すること。
- (2) 施設管理担当者と綿密な調整を図りながら、工期短縮に努めること。
- (3) 本業務履行期間中における他予定業務は次のとおりである。
 - ア ダイオキシン類濃度測定業務
 - イ エレベータ保守業務
 - ウ 廃薬品収集運搬処分業務
 - エ 廃油収集運搬処分業務
 - オ 汚水槽等清掃業務

3 ダイオキシン類ばく露防止対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付基発 0110 第 1 号）に基づき作業を実施するものとし、粉じん対策ダイオキシン類飛散防止対策については、次のことに留意すること。なお、エアシャワー室（附帯する設備を含む）は、他の受託者等にも使用を許可すること。

- (1) ダイオキシン飛散防止要領
 - ア 委託者主催のダイオキシン類ばく露防止対策委員会に出席すること。
 - イ 前号協議事項及び受託者が提出するダイオキシン類飛散防止計画書に基づき養生した後、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (2) 管理区域

保護具は管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置する。

場所名	管理区域	保護具レベル	備 考
炉室内	1	1	
炉内等	1	2	

4 作業用エア

- (1) 作業用に別途空気圧縮機を設置し、作業用エアを確保すること。

(2) エアシャワー室用エアについても同様とする。

5 仮設設備等及び作業動線養生

- (1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。
- (2) エレベーター等の作業動線を養生すること。

6 緊急処置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

7 作業用マンホール

清掃の際に開放したマンホールは清掃終了後、施設管理担当者の指示に従い閉鎖すること。

8 支給材料

業務内容書に示すとおり。

また、支給材料の数量、外観、機能検査を行い、疑義がある場合はただちに施設管理担当者へ連絡すること。

なお、支給材料は施設管理担当者の指定する場所から運んで使用すること。

9 廃棄物の処理

- (1) 業務の実施に伴う発生材の処理先（引渡場所）は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理先（引渡場所）
ア	廃金属	廃金属置き場に集積
イ	焼却灰・ボイラダスト	3階大扉前に集積

- (2) 上記以外の発生材（養生材、保護具等）の処分は代表する付着物の成分分析を行い、ダイオキシン類濃度が 3ng-TEQ/g を超えていないことを確認し、産業廃棄物として適切に処理すること。なお、処分費用は受託者の負担とするが、分析の結果、特別管理産業廃棄物に該当した場合は受託者と協議すること。廃棄物処理業者の選定においては、登録許可等の確認を十分行うこと。

- (3) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

10 完了確認

受託者は、以下の(1)の検査、並びに(2)の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

- (1) 現場確認、報告書等に基づく検査

- (2) 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、改善方法等について協議するものとし、

(イ) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

(イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

11 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリング

ストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。

- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

12 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

令和 7 年度
駒岡清掃工場焼却設備廃炉清掃業務
業務内容書

		図番	業務内容
受入設備	ごみピット	11	1 ホッパーフロア、ガーター階、歩廊等に堆積する埃等の粗落としを行うこと。なお、仕上げの程度は委託者と協議し決定すること。 2 ピット底部への昇降用足場を設置すること。 3 ピットに堆積する残留物の掻き集め及び搬出を行うこと。残留物の掻き集めはクレーンおよび人力のほか小型重機をピット内に下ろしての作業とする。(想定残量 100 m³程度) 4 残留物はフレコンバックに詰め、ごみクレーンを用いてマシンハッチより 2F ステージに移動させ、委託者が用意するパッカー車等の車両に積み込むこと。臭気対策のため 2F ステージでの仮置き期間は極力短くすること。 5 車両への残留物積み込み作業を容易にする鋼製架台を製作し、積み込みの効率化を図ること。袋詰めしたごみを架台上で破袋できる大きさとし、パッカー車後部の投入口にごみを投入しやすいよう製作すること。 6 ピット汚水は残留物に可能な限り吸い込ませ搬出すること。 7 酸欠・硫化水素中毒の防止について十分な対策を行うこと。 8 臭気、害虫発生に応じて消臭剤等の薬剤散布を行うこと。 9 機器類の運転は受託者にて行うこと。 10 ごみクレーンは作業開始前に点検し、使用すること。作業中の操作不備による故障は受託者にて復旧すること。 11 足場は施設管理担当者の承諾を受けた上で撤去すること。 12 処理困難なピット汚水が大量にある場合、別途発注する業務の汚水吸引に係る作業助勢を行うこと。
		12	
燃焼設備	炉内・ストーカ・シュート下 (1・2号)	13	1 後燃焼ストーカ落口開口部に、転落防止用の板及び各ストーカ昇降用に足場等を設置すること。
			2 ごみ投入ホッパに堆積物がある場合は除去すること。
			3 供給・乾燥・燃焼・後燃焼の各火格子上の焼却灰はストーカを駆動して粗落としを行う。焼却灰は、灰押装置から灰搬出コンベヤを経由して灰ピットまで搬送すること。
			4 火格子上の焼却灰を水噴霧ノズル等で湿潤化後に清掃を行う。
			5 第1、第2燃焼室に付着したクリンカ及び灰について、水噴霧ノズル等で湿潤化後、ケレン棒等で粗落としを行う。
			6 供給・乾燥・燃焼・後燃焼のストーカ下及びシュート内の堆積物を水噴霧ノズル等で湿潤化、清掃を行う。堆積物はシュートホッパーに落とし灰搬出コンベヤで灰ピットに搬出すること。
			7 燃焼室清掃用の作業用足場を設置すること。作業床は工具・資

			材等が落下しないような床とすること。 8 機器類の運転は受託者にて行うこと。 9 足場は施設管理担当者の承諾を受けた上で撤去すること。
燃焼ガス冷却設備	ボイラ (1・2号)	14	1 スラグスクリーン・スーパーヒータ・本体水管第1～4パスの全水管清掃、ボイラ下シュート、ボイラ出口ダンパのダスト清掃を行う。 2 ボイラスクリュウコンベヤトラフ・スクリュウシャフト・ボイラ二重ダンパの取外しを行い清掃すること。 3 ボイラ水管清掃用の作業用足場を設置すること。作業床は工具・資材等が落下しないような床とすること。 4 水管等のダストは水噴霧ノズル等で湿潤化後、ケレン棒等により清掃を行う。 5 除去したダストは、ボイラスクリュウコンベヤ開放部下の床に堆積し土のう袋に袋詰を行う。袋詰めしたダストはフレコンバックに入れて随時3階大扉付近に仮置きし、ホイスト等を使って委託者が用意する灰運搬トラックへ積込むこと。 6 取り外したトラフ、スクリュウシャフトは指定場所に仮置きすること。 7 ダストが付着した周辺の床及び機器の清掃を行うこと。 8 機器類の運転は受託者にて行うこと。 9 足場は施設管理担当者の承諾を受けた上で撤去すること。
灰出設備	灰押出装置(1・2号)	15	1 清掃作業は、焼却炉内部清掃が終了後に行うこととし、作業前には装置内の水抜きを行うこと。 2 灰押出装置内部、シュート部、プッシャー後部、水抜きバルブ部及びガス抜き管部の清掃を行うこと。 3 機器類の運転は受託者にて行うこと。
	ダストピット・灰ピット	16	1 フロア、ガーター階、歩廊等に堆積するダスト等の粗落としを行うこと。なお、仕上げの程度は委託者と協議し決定すること。 2 ダストピットおよび灰ピット底部への昇降用足場を設置すること。 3 ダストピットおよび灰ピットに堆積する残留物の掻き集め及び搬出を行うこと。(想定残量 30 m³程度) 4 残留物は灰クレーンを用いて委託者が用意する灰運搬ダンプに積み込むこと。 5 ピットの残留物の除去後、ピット内及びバケットを屋内消火栓・高圧洗浄機等により水洗いを行うこと。ピット垂直部分は届く範囲での洗浄とする。 6 酸欠・硫化水素中毒の防止について十分な対策を行うこと。 7 機器類の運転は受託者にて行うこと。 8 灰クレーンは作業開始前に点検し、使用すること。作業中の操

			作不備による故障は受託者にて復旧すること。 9 足場は施設管理担当者の承諾を受けた上で撤去すること。
通風設備	煙突	17	1 煙突頂部のノズル開口部に閉止蓋を取付け、煙道からの粉塵等の飛散防止を行うこと。 2 煙突頂部への荷揚げ用ゴンドラを設置すること。 3 閉止蓋は日射・降雨降雪等の影響による自然劣化が少なく、強風や積雪等にも耐えうる強度のもの（t5mm 程度の鋼板）を使用し、溶接等で強固に固定すること。
給水設備	純水装置	18	1 純水装置混床塔のイオン交換樹脂を全量抜き取ること。 （1,690L/塔×2塔分） 2 イオン交換樹脂は袋詰めし、産業廃棄物として適切に処理すること。発生材処分費は受託者の負担とする。
直接仮設	ダイオキシン対策	19 ～ 23	1 焼却炉・ボイラ水管及び附属機器の清掃に伴い、マンホール及び点検口等を開放する次の箇所は、粉じん対策のため養生（木枠・ブルーシート・透明ビニール付き木戸等）を行う。 （1）灰搬出コンベヤ 1基/炉 （2）灰押出装置 左右マンホール2箇所/炉 （3）ストーカ下シュートマンホール 4箇所/炉 （4）後燃マンホール 1箇所/炉 （5）3階乾燥ストーカ上マンホール（1箇所/炉、エアシャワー室と直結すること） （6）ボイラスクリュウコンベヤ（アルミ戸貸与） （7）ボイラ水管1～4パスマンホール 上下2箇所/炉 （8）ボイラ出口マンホール 1箇所/炉 2 炉室外はエレベータ内を養生する。 3 衣服等に付着した粉じんを場内に飛散させないために、エアシャワー室・更衣室・靴洗いマット等を設置すること。 なお、養生及びエアシャワー室については、本業務と同期間に行われる他の業務受託者にも使用を許可するものとする。 4 ボイラ水管清掃におけるダスト袋詰作業は、ボイラスクリュウコンベヤのアルミ戸内で行い、集塵機を使用すること。 5 灰ピット、ダストピット清掃時に当施設のエアシャワー室の使用については可とするが、施設管理担当者の承諾を受けた上で使用すること。 6 各種作業を行う際は、ダイオキシンばく露防止に適した防塵服・保護具等を使用することとし、炉外へダストの噴出をさせないよう粉じん対策を行うこと。 7 養生及びエアシャワー室は施設管理担当者の承諾を受けた上で撤去すること。

	場内清掃	24 ～ 30	1 各炉の清掃完了後、7階から地下1階までの床・歩廊・手摺り・機器・制御盤・配管・ダクト廻りを掃除機等で清掃を行う。 2 地下1階床廻りは水洗いを行うこと。 3 清掃用具は粉じんを飛散させないようなものを使用すること。 4 清掃後、施設管理担当者の確認を受けること。
--	------	---------------	--

支給品		数量
フレコンバック	丸型 1ト、排出口無	一式
土のう袋	48×62	一式
害虫駆除用薬剤	バミトール乳剤 18L/缶	一式
臭気対策用薬剤	強力無臭元液 MS-DA 18L/缶	一式